

地域福祉委員会活動の申請書関係

- 別紙 1 地域福祉委員会活動助成について (P. 1～6)
- 別紙 2 令和 2 年度地域福祉委員会活動ヒント探し講座【入門編】
開催のご案内について (P. 7～11)
- 別紙 3 令和 2 年度地域福祉委員会活動ヒント探し講座【実践編】
の受講申し込みについて (P. 12～15)
- 別紙 4 いきいきサロン等における一人暮らし高齢者昼食会への
助成について (P. 16～22)
- 別紙 5 いきいきサロン等における「おでかけサロン」実施の助成に
ついて (P. 23～31)

能美社協発第 4 5 4 号
令和 2 年 7 月 2 8 日

地域(地区)福祉委員会委員長 様
(町会・町内会長)

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
会 長 伴場 博夫 (公印省略)

地域福祉委員会活動助成について

平素より、地域福祉の推進に多大なご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。
さて、本会では、平成 2 0 年度より、町会・町内会における地域福祉委員会の活動の充実のために活動費の助成と講座の開催など、支援をさせて頂いております。

つきましては、今年度も標記の件につきまして、下記のとおりご案内致します。ご多用の折、誠に恐縮ですが、別紙 実施要綱をご確認いただき、関係書類を提出頂きますようお願い申し上げます。

なお、ご不明の点等ありましたら、下記までお問い合わせくださいますよう、お願い致します。

記

地域福祉委員会活動助成について

- 対 象：地域福祉委員会（地区福祉委員会を含む）
- 活 動 費：別紙 実施要綱
- 申 請 方 法：【様式 1・2】及び（ウ）地域助け合い活動整備事業に申請する場合は【様式 3】をご記入の上、本会に 8 月 3 1 日（月） までにご提出下さい。
- そ の 他：活動報告書【様式 4】の提出については 12 月ごろに改めてご案内致します。

【お問い合わせ・提出先】

〒923-1121 社会福祉法人能美市社会福祉協議会
能美市寺井町た 8 番地 1（能美市ふれあいプラザ 2 階）
担当：西出 TEL：(0761)58-6200 FAX：(0761)58-6250

※申請書類については、下記に提出いただいても大丈夫です。

- ・市役所福祉課（来丸町 1 1 1 0 番地）
- ・根上窓口センター（中町子 8 6 番地）

地域福祉委員会活動助成申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人能美市社会福祉協議会長 あて

地域(地区)福祉委員会名 _____ 地域・地区福祉委員会

地域(地区)福祉委員会委員長 _____ ⑩
(町会・町内会長名)

別紙を添えて、下記のとおり申請します。

記

地域福祉委員会活動助成申請額

¥ _____

(ア～エの 助成金額の合計をご記入下さい。)

該当するア～エに○を囲んで下さい。

- ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座「実践編」の助成
※ 20,000 円 (未受講の地域福祉委員会が対象です。受講年度初回に限り助成。)
- イ 地域福祉委員会活動推進会議調査・研究事業の助成
※ 10,000 円 (前年度、アの助成を受けた地域福祉委員会が対象です。)
- ウ 地域助け合い活動整備事業の助成 (【様式 3】提出)
※ 10,000 円 (未整備の地域福祉委員会が対象です。立ち上げ時初回に限り助成。)
- エ 福祉推進員活動事業の助成
※ 福祉推進員 1 人当たり 5,000 円 (×人数分で計算ください。)

添付書類

- ・【様式 2】 地域福祉委員会活動助成振込口座届出書
- ・【様式 3】 地域助け合い活動整備事業届出書 (ウで助成申請する場合)

地域福祉委員会活動助成振込口座届出書

令和 年 月 日

社会福祉法人能美市社会福祉協議会長 あて

地域(地区)福祉委員会名 地域・地区福祉委員会

地域(地区)福祉委員会委員長 _____ (印)
(町会・町内会長名)

地域福祉委員会活動助成の振込みについて、下記のとおり届出します。

記

(ア)、(イ) のどちらかに○をつけて下さい。

(ア) 昨年 届出ている地域福祉委員会活動の助成金受入れ口座に振込みを希望する。

(イ) 新たに下記の口座に振込みを希望する。

金融機関名（郵便局を除く）

支店名 _____

(ふりがな)

口座名義

口座番号

※(イ)を希望する場合は、通帳を開いて1枚目(口座情報等のある部分)の見開きの写しを添付して下さい。(白黒で構いません)

地域助け合い活動整備事業届出書

※ 令和2年1月～12月末の期間、地域福祉委員会の日常生活における助け合い活動が対象です。

委員会名	町地域福祉委員会（地区福祉委員会）	
申請年月日	令和2年 月 日	
助け合い活動 の 立ち上げ状況	(※活動状況に応じて○をつけてください。) ・ 既に立ち上がり、活動している。 (しくみの別名称があればご記入ください：) ・ 立ち上げたが、活動はこれから ・ 今年中に立ち上げる予定 (月ごろ)	
助け合い活動 の対象	(該当するものに○を付けてください。) ・ 一人暮らしの方 ・ 高齢者のみの世帯 ・ 日中独居の方 ・ 障がいのある方(児童を含む) ・ その他支援が必要な方	
助け合い活動 の実践協力者 (人数・氏名)	◆連絡窓口の方は氏名の前に○を付けてください。 ()人 欄が不足する場合は裏面にご記入ください。	
◆連絡窓口の方は 氏名の前に○印	氏名	氏名
助け合い活動 の内容	※地域福祉委員会において見守り・声掛け等がされていますが、さらに一歩進めて、日常生活における生活支援の助け合い活動として何をされますか。 (○をつけてください。または記載をお願いします。) ・ ごみ出し ・ ごみの分類 ・ 除雪 ・ 除草 ・ 話し相手 ・ 電球や電池の交換 ・ 家具等の簡単な修理 ・ 整理整頓 ・ 買い物代行 ・ 買い物同行 ・ 手続き補助 ・ 調理 ・ 掃除 ・ 洗濯 ・ その他日常生活で必要な生活支援 ()	
報酬の有無	(どちらかに○をつけてください。) ・ 有 償 (具体的に) ・ 無 償	
地域での相談・ 依頼窓口	地域で困ったときの相談窓口や上記のことで依頼窓口を記入ください。 氏名 電話番号	

・ 地域福祉委員会における日常生活支援の助け合い活動の啓発を目的に、個人情報保護に配慮し、申請内容を関係相談機関に提供させて頂きますことをご了解願います。 [社会福祉法人能美市社会福祉協議会]

地域福祉委員会活動助成実施要綱

1. 目的
この要綱は、各町会・町内会において設置される地域福祉委員会活動に対して助成することにより、地域福祉委員会活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。
2. 実施主体
実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。
3. 助成対象
町会・町内会を単位とした地域福祉委員会（「地区福祉委員会」を含む。以下同じ）
4. 対象事業
以下のア、イ、ウ、エの事業を対象とする。
 - ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座「実践編」
地域福祉委員会活動ヒント探し講座「実践編」に申込み、指定された地域福祉委員会。市社協と連携を図りながら、その取り組みを報告するなど、モデルとなるような活動。
 - イ 地域福祉委員会活動推進会議調査・研究事業
当該年度の前年度までにおいて、アに該当する事業を終了した地域福祉委員会。市社協と連携を図りながら当該年度において、別紙「地域福祉委員会活動推進会議調査・研究事業実施要領」に則り活動するほか、市社協の指定する会議に参加し、その取り組みを報告するなどの活動。
 - ウ 地域助け合い活動整備事業
各地域福祉委員会において、住民主体の生活上の困りごとに対する助け合い活動の基盤を整備し、助け合いの地域づくりを推進する活動。
 - エ 福祉推進員活動事業
市社協の活動方針にもとづき、別紙「能美市福祉推進員設置要綱」に則り、地区担当民生委員・児童委員と連携しながら、行う活動。
5. 対象経費及び助成額
(1) 対象となる経費は、以下のとおりとする。
諸謝金、会議費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、手数料、損害保険料、その他

(2) 助成額

- この事業の助成額は、4. 対象事業のア、イ、ウ、エの各事業について次のとおりとする。
- ア 一 実践編地域福祉委員会あたり、受講年度初回に限り20,000円
 - イ 一 活動推進会議地域福祉委員会あたり、年間10,000円
 - ウ 一 地域福祉委員会あたり、立ち上げ時初回に限り10,000円
 - エ 福祉推進員1人あたり、年間5,000円

6. 申請

助成申請をしようとする町会・町内会及び地域福祉委員会は、別に定める日までに「地域福祉委員会活動助成申請書」【様式1】、「地域福祉委員会活動助成届込口座届出書」【様式2】を市社協会長に提出するものとする。ただし、ウの地域助け合い活動整備にかかる事業については、別に「地域助け合い活動整備事業届出書」【様式3】を市社協会長に提出するものとする。
その他、アとウとエ、イとウとエは、併せて申請することができる。

7. 助成の決定

助成の決定は、申請内容を勘案のうえ、市社協において行う。

8. 事業実績の報告

助成申請をした町会・町内会及び地域福祉委員会は、当該年度末までに、「地域福祉委員会活動報告書」【様式4】を市社協会長に提出するものとする。

9. その他

この要綱に定めるほか、必要な事項は、市社協会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

< 参考 >

令和元年度

地域(地区)福祉委員会 助成額一覧

町地域(地区)福祉委員会

項 目		令和元年度 実績助成額
ア	地域福祉委員会活動ヒント 探し講座「実践編」の助成 20,000 円	(平成●年度助成済) 0 円
イ	地域福祉委員会活動推進会議 調査・研究事業の助成 10,000 円	0 円
ウ	地域助け合い活動整備事業の助成 10,000 円	(平成●年度助成済) 0 円
エ	福祉推進員活動事業の助成 5,000 円×人数	0 円
①	地域福祉委員会 いきいきサロン活動助成	0 円
②	一人暮らし高齢者昼食会助成 700 円×人数	0 円
③	地域福祉委員会おでかけサロン助成 6,500 円	0 円
合 計		0 円

町会・町内会長 各位

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
会 長 伴 場 博 夫
(公 印 省 略)令和 2 年度 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【入門編】の
受講者の推薦について（ご依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の事業に格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、能美市より委託を受けて、地域福祉委員会活動の更なる充実への支援を目的に、平成 21 年度から継続する標記講座を、今年度も開催いたします。

今年度は、これまでに入門編を受講されていない福祉推進員の方を対象に研修の機会として受講して頂きたく、本会から案内をさせていただきます。

また、受講者につきましては福祉推進員以外にも地域福祉委員会活動に関わっていただける方を、別紙にて、ご推薦いただきますようお願い致します。

記

1. 推薦書提出期限 令和 2 年 8 月 31 日（月）までに別紙 **推薦書** に
ご記入の上、ご提出ください。
2. 推薦書の提出先
 - ・市社会福祉協議会（寺井町た 8 番地 1 ふれあいプラザ 2 階）
 - ・市役所福祉課（来丸町 1110 番地）
 - ・根上窓口センター（中町子 86 番地）上記のいずれかにご提出下さい。
3. 講座の目的・内容・日時
別添「講座実施要領」及び裏面「講座カリキュラム」を
ご参照ください。
4. そ の 他
 - 貴町会・町内会の「地域福祉委員会活動推進員(講座修了者)」について、名簿を添えていますので、ご確認いただき、民生委員・児童委員、福祉推進員を除いて、名簿に記載されていない方を、ご推薦願います。

お問い合わせ／社会福祉法人能美市社会福祉協議会
(能美市寺井町た 8 番地 1 能美市ふれあいプラザ 2 階)
担当：鶴見・向 TEL：(0761)58-6200

令和2年度 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【入門編】実施要領

1. 目的 地域での見守り・助け合い体制の構築に向けて、地域福祉委員会活動の意義や知識を学ぶことで、地域福祉委員会活動の促進、及び地域福祉活動の核となる活動者を広く養成します。
2. 主催 社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）
3. 参加対象者 ①福祉推進員
②地域福祉委員会既設置町(内)会は地域福祉委員会構成員から、町(内)会長が推薦する方。但し、民生委員・児童委員及びこれまで（H21～R元年度）の入門編講座修了者を除き、講座修了後、継続的に地域福祉活動を行える方とします。
4. 講座内容及び開催日時 裏面カリキュラムのとおり
5. 参加申込み 所定様式により、8月31日（月）までに市社協に申し込みます。
6. その他 入門編全3回の講座を受講された方には修了証書をお渡しします。また、講座修了者については、地域福祉委員会活動推進員として登録させていただきます。今年度は特に、新型コロナウイルス禍の中での開催となる為、感染予防対策をとって開催します。

お問い合わせ・申し込み先

社会福祉法人能美市社会福祉協議会 担当：鶴見・向
（能美市寺井町た8番地1 能美市ふれあいプラザ 2階）
電話：(0761)58-6200 FAX：(0761)58-6250

令和2年度 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【入門編】カリキュラム

回数	内 容	開催時期
①	～ 開講式 ～ オリエンテーション(講座主旨・カリキュラム説明など) (10分)	10月1日(木) 19:30～21:00 寺井地区公民館 大ホール
	①『地域での見守り・助け合いの必要性』 講師 内 慶瑞 氏(金城大学 社会福祉学部 教授) ※内容は、地域の見守り・助け合いなど地域福祉委員会の活動目的を確認する内容となります。 (40分～45分) ②『私たちの住んでいる町の現状について』 【高齢者について】…市我が事丸ごと推進課 【障害者について】…市福祉課 【子育てについて】…市子育て支援課 (各々10分～15分) ※今年度は公開講座としない。	
② 実習課題	『わが町で地域福祉委員会を開いて、町の様子を話し合ってみよう!』 町(内)会で話し合った内容を実習課題シートにまとめます。 (第1回講座時に説明) ※受講者の各町会・町内会ごとに(地域・地区福祉委員会)を開催	提出期日:10月中旬 ～11月中旬
③	『自分たちの町・地域福祉委員会について考えてみよう』 講師 内 慶瑞 氏(金城大学 社会福祉学部 教授) 実習課題で話し合ったことをもとにこれからの取り組みについて話し合います。	11月26日(木) 19:30～21:00 寺井地区公民館 大ホール
	～ 閉講式 ～ 修了証書授与・事務連絡(地域福祉委員会活動推進員に関する説明等)など	

**お問い合わせ
お申し込み先**

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
〒923-1121 能美市寺井町た8番地1(能美市ふれあいプラザ 2階)
TEL:(0761)58-6200 FAX:(0761)58-6250

※講座の各回において、都合により欠席される場合は事前に上記事務局までご連絡ください。

【別紙】

町会・町内会長 → → → 能美市社会福祉協議会

推 薦 書

下記の者を「令和2年度 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【入門編】」の受講者として、推薦いたします。

令和2年 月 日

町会・町内会長

印

ふりがな

氏 名

住 所 能美市 町 番地

郵便番号 〒 - 電話番号 -

町会・町内会での役職など

ふりがな

氏 名

住 所 能美市 町 番地

郵便番号 〒 - 電話番号 -

町会・町内会での役職など

ふりがな

氏 名

住 所 能美市 町 番地

郵便番号 〒 - 電話番号 -

町会・町内会での役職など

※ いただいた個人情報は、目的以外のことには使用いたしません。

※ 締 切：令和2年8月31日（月）

●●●町

令和2年度 地域福祉委員会ヒント探し講座受講案内(福祉推進員)名簿

※すでに入門編を受講された福祉推進員は記載しておりません。

(任期 令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日)

※現在の福祉推進員 1 名(●● ●●様)は受講済みです。

NO	氏 名	住 所	電話番号
1	●● ●●●	●●●町●●-●	●●-●●●●●

地域福祉委員会活動推進員・福祉推進員(入門編修了者)名簿

※すでに入門編を受講された方です。

NO	氏 名	住 所	電話番号	備 考
1	(福推) ●● ●●	●●●町●●番地	●●-●●●●●	平成23年度修了者
2	●● ●●	●●●町●番地	●●-●●●●●	平成23年度修了者
3	●● ●●	●●●町●●番地	●●-●●●●●	平成23年度修了者
4	●● ●	●●●町●●番地●	●●-●●●●●	平成27年度修了者
5	●● ●●	●●●町●●番地	●●-●●●●●	平成28年度修了者
6	● ●●	●●●町●番地●●	●●-●●●●●	平成29年度修了者

※上記名簿または民生委員児童委員以外の方で、受講されたい方が
おられる場合は、【別紙】にて推薦をお願いします。

能美社協発 5 3 3 号
令和 2 年 7 月 2 8 日

地域(地区)福祉委員会委員長 各位
(町会・町内会長)

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
会 長 伴 場 博 夫 (公印省略)

令和 2 年度地域福祉委員会活動ヒント探し講座【実践編】の
受講申込みについて

時下、益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。
平素より、本会の事業に格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本会では、地域(地区)福祉委員会に対しまして、更なる活動の充実を
目的として、標記講座【実践編】を実施いたします。
つきましては、別添 実施要領をご確認いただき、受講される地域福祉委員会
は、3～4 名の方をご推薦頂きますようよろしくお願い致します。

記

- 1 受講申込書提出期限 令和 2 年 8 月 3 1 日(月) までに別紙受講申込書に
ご記入の上、ご提出ください。
- 2 申込書の提出先
 - ・市社会福祉協議会 (寺井町た 8 番地 1 能美市ふれあいプラザ 2 階)
 - ・市福祉課 (来丸町 1110 番地)
 - ・根上窓口センター(中町子 86 番地)
 上記のいずれかにご提出ください。
- 3 講座の目的・内容・日時 別添「実施要領」及び裏面「カリキュラム」をご参照ください。
- 4 そ の 他 対象となる地域(地区)福祉委員会は、別添「地域福祉委員会
ヒント探し講座【実践編】受講状況一覧」をご確認下さい。

【お問合せ先】

社会福祉法人能美市社会福祉協議会 担当：西出・石川
能美市寺井町た 8 番地 1 能美市ふれあいプラザ 2 階
TEL 0761-58-6200 FAX 0761-58-6250

令和2年度 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【実践編】実施要領

1. 目 的 住民流支えあいマップづくりをひとつの手法として、地域福祉委員会（以下、「地区福祉委員会」を含む）による地域の要援護者とそのニーズの把握、及び地域の福祉課題の抽出と解決に向けた話し合いを行う。今後、地域福祉委員会を単位とした「見守り・助け合い」のしくみづくりにつなげていく。
2. 主 催 社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）
3. 受講対象 市社協が、開催した「地域福祉委員会活動ヒント探し講座【入門編】」を修了した地域福祉委員会活動推進員登録者のいる、または、本年度入門編を受講する方がいる地域福祉委員会を対象に呼びかけ、住民流支えあいマップづくりをもとに、地域福祉委員会活動の充実を図りたいと希望する市内10ヶ所の地域福祉委員会とする。
（但し、講座の受講者は、1地域福祉委員会あたり3～4名程度とする）
4. 講座内容および開催日時
裏面カリキュラムのとおり（全3回）
5. 受講申込み 地域福祉委員会活動助成申請書【様式1】のアに○を付け別紙 受講申込書を8月31日（月）までに市社協に申込む。

■■ お問い合わせ・申し込み先 ■■

社会福祉法人能美市社会福祉協議会 担当：西出・石川
（能美市寺井町た8番地1 能美市ふれあいプラザ2階）
電話：0761-58-6200 FAX：0761-58-6250

令和2年度 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【実践編】カリキュラム

研修内容 研修日時

★地域福祉委員会の活動を更に実践的に学ぶ講座です。
★ヒント探し講座【入門編】修了者（地域福祉委員会活動推進員）の所属する地域福祉委員会が対象です。

講座	内 容	開催日時・会場
1回	オリエンテーション(講座主旨・カリキュラム説明など)	10月中 各地域福祉委員会で 開催(1時間程度) 各町公民館 * 開催日時は、地域福祉委員会で希望日を 決め、ご連絡下さい。
	講 義 『 地域福祉委員会活動における 住民流支えあいマップづくりの目的とその手法を学ぶ 』 能美市社会福祉協議会職員より	
2回	実 習 『 わが町で住民流支えあいマップづくりを実践する！ 』 受講者と、その地域福祉委員会の皆さん、社会福祉協議会職員が参加し、町(内)会ごとに行います。	10～11月の間に、 各地域福祉委員会で 開催(1時間程度) 各町公民館 * 開催日時は、地域福祉委員会で希望日を 決め、ご連絡下さい。
3回	実 習 『 それぞれの町で作成した住民流支えあいマップ づくりを自分たちで検証する！ 』 受講地域福祉委員会で取り組んだ実習を発表し、課題 解決に向けた取り組みを共有します。	12月8日(火) 午後7時30分～ 9時00分 能美市ふれあいプラザ
	修 了 式	各地域福祉委員会より 2名程度ご出席下さい。

お問い合わせ

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
〒923-1121 能美市寺井町た 8 番地1(能美市ふれあいプラザ 2階)
TEL0761-58-6200 FAX0761-58-6250

令和2年 月 日

社会福祉法人能美市社会福祉協議会 会長 あて

() 町地域(地区)福祉委員会

委員長 印

令和2年度地域福祉委員会活動ヒント探し講座【実践編】受講申込書

下記の 名が受講します。

ふりがな	
氏 名	
住 所	能美市 町 番地
電話番号	町会の役職等

ふりがな	
氏 名	
住 所	能美市 町 番地
電話番号	町会の役職等

ふりがな	
氏 名	
住 所	能美市 町 番地
電話番号	町会の役職等

ふりがな	
氏 名	
住 所	能美市 町 番地
電話番号	町会の役職等

※ いただいた個人情報は、この講座以外のことには使用いたしません。
【実践編】受講地域福祉委員会の指定は、10 地域福祉委員会を予定しています。
受講および受講者のご推薦について、不明な点があれば、社会福祉協議会に
問い合わせください。

締 切：令和2年8月31日（月）

能美社協発第 519 号
令和 2 年 7 月 28 日

いきいきサロン運営代表者 各位

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
会 長 伴 場 博 夫 (公印省略)

いきいきサロン等における一人暮らし高齢者昼食会への助成について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より地域福祉活動にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、今年度も、町会・町内会単位で行ういきいきサロン等を実施主体として開催する「一人暮らし高齢者昼食会」に対し、下記のとおり助成いたします。

現在、新型コロナウイルス禍の状況下におきまして、いきいきサロン等活動を自粛されているサロンもあるかと存じます。今後、活動の再開について検討されることになりました場合は、別添要綱・内規等を参考としてご覧いただき、若しも実施されました際には、別紙様式・請求書を本会に提出していただきますようご案内いたします。

なお、民生委員・児童委員の方には、この旨をご連絡しております。

記

- 対 象 者 令和 2 年 4 月 1 日現在、満 7 0 歳以上の一人暮らし高齢者
※各町の対象者については、担当地区の民生委員・児童委員の方にご確認下さい。
- 助 成 額 1 人あたり 7 0 0 円 (但し、対象者 1 人に対し年 1 回の助成です。)
- 申請方法 別紙様式・請求書を記載し、原則として実施の翌月まで (3 月実施分は 4 月 1 0 日まで) に下記に提出して下さい。
提出先 ・市社会福祉協議会 (ふれあいプラザ 2 階)
・根上窓口センター
・市役所福祉課
- 振 込 日 提出された月の翌月 2 5 日に、指定された口座に振込みます。
(但し、金融機関の休み等により、振込日が変わる場合があります。)
- そ の 他 同封しました、要綱・内規・一人暮らし高齢者昼食会開催についてをご参照ください。

【お問い合わせ先】
〒923-1121 能美市寺井町 8 番地 1 (ふれあいプラザ 2 階)
社会福祉法人能美市社会福祉協議会 担当: 山内・西出
TEL 5 8 - 6 2 0 0 FAX 5 8 - 6 2 5 0

令和 年 月 日

社会福祉法人能美市社会福祉協議会長 あて

町 名 _____

申 請 者

氏 名 _____ (印)

一人暮らし高齢者昼食会開催事業活動報告書及び助成金交付申請書

下記のとおり一人暮らし高齢者昼食会を開催しましたので報告いたします。

また、助成金 _____ 円 の交付を申請します。

開 催 日	開 催 時 間	開 催 場 所
令和 年 月 日	～	
《 一人暮らし高齢者氏名 》 *参加できず声かけ・見守り訪問された方のお名前の□にレ点を入れて下さい。		
☐	☐	
☐	☐	
☐	☐	
☐	☐	
☐	☐	
☐	☐	
☐	☐	
☐	☐	
☐	☐	
		合 計 人

裏面につづく

《 開催内容 》

《 参加者の様子 》

《 参加者の中でも特に気になる方についての情報提供 》		
氏名	気になる理由	当日の様子（体調や行動など） ※欠席した場合は、訪問した際の 様子を記入ください。

請 求 書

令和 年 月 日

社会福祉法人能美市社会福祉協議会長 あて

町 名 _____
申 請 者
氏 名 _____ 印

下記金額を請求致します。

_____ 円

但し、一人暮らし高齢者昼食会開催 月 日 () 人分として

《 振込先 》 ※原則として、いきいきサロンの口座に振込しますが、どうしても異なる振込先を希望される場合は下記にご記入下さい（個人名不可）
その場合、確認のために通帳の写し（表紙を開いたページ）を
ご提出ください。

（例 ○○町地域福祉委員会 など）

銀行
信用金庫
協同組合 _____ 支 店

口座番号：(普 ・ 当) _____

フリガナ
口座名義： _____

一人暮らし高齢者昼食会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各町会・町内会（以下、「町会」という。）における、一人暮らし高齢者昼食会の実施に対して、助成することにより、一人暮らし高齢者の見守り・支えあい活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会とする。

(助成の対象者と助成対象内容)

第3条 助成の対象者は、満70歳以上の一人暮らし高齢者とし、下記の活動に対して、「一人暮らし高齢者昼食会開催事業活動報告書及び助成金交付申請書（以下：助成申請書）」を基に助成を行う。

- ① 助成対象者を含めた昼食会または昼食を取る機会の実施。
- ② ①を実施した際に、参加できなかった対象者に対し、弁当等昼食相当のものを届ける声かけ・見守り訪問活動。
- ③ その他、町会単位の上記に充当する活動。

(助成額)

第4条 助成は、1人当たり当該年度1回に限り700円とする。

(助成金の支払い)

第5条 助成金は、原則として助成申請書の受付後、翌月にいきいきサロンで指定の口座へ振込みを行う。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

一人暮らし高齢者昼食会助成 内規

【開催方法について】

- ・ 昼食会の開催は複数回としてもよいが、助成は1人あたり該当年度1回に限り700円とする。
⇒参加できなかった人に対しては、自宅に昼食相当のもの（弁当やお菓子など）を届ける。または、後日改めて開催して招待をしてもよい。

【対象者の把握について】

- ・ 対象者については、各町会実施者が担当地区の民生委員・児童委員に確認を行う。

【助成について】

- ・ 本助成は、いきいきサロン等助成などとあわせて申請することが出来る。

一人暮らし高齢者昼食会の開催について

【開催の形式】

「一人暮らし高齢者昼食会」として、一人暮らし高齢者の生活上の困りごとなどを
同う機会として、単独での開催または、通常のいきいきサロン等にあわせて、ふれ
あいの機会として開催する。

【助成の対象者】

民生委員・児童委員さんにお渡ししてある名簿に掲載されている、満70歳以上の
一人暮らし高齢者の方（当該年度の4月1日現在）です。

【会場】

特別な会場を設けなくても、通常のいきいきサロン等を開催している会場で結構
です。

【参加の声かけ、参加者の把握】

民生委員・児童委員さんにご相談をしていただき把握して下さい。

民生委員・児童委員さんには、一人ひとりが参加しやすいような誘い出し、声かけ
について、ご協力をお願いします。

【留意事項】

（欠席した方に対する対応について）

当日の参加ができないという対象者については、見守り活動の機会として、参加さ
れた他の対象者と同等分のもの（たとえばお弁当やお菓子など）をお届けし、参加
者数に含めて、助成金の申請をして下さい。

お弁当をお届けする場合は、「本日中に食べて下さい」などの声かけをするなど、
ご配慮下さい。

（助成金の使途について）

いきいきサロン等（おでかけサロン含む）にあわせて行う場合は、対象者だけが特
別メニューになるようなことはせず、全体の中の「ならし」としてお使い下さい。

【その他】

開催についての不明な点については、お気軽に本会にお問い合わせ下さい。

【社会福祉法人能美市社会福祉協議会】

TEL：(0761) 58-6200 FAX：(0761) 58-6250

住所：能美市寺井町た8番地1 ふれあいプラザ2階

いきいきサロン運営代表者 各位

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
会長 伴 場 博 夫 (公印省略)

いきいきサロン等における「おでかけサロン」実施への助成について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より地域の見守り・支え合い活動にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、今年度も、町会・町内会単位で行ういきいきサロン等を実施主体として開催する、閉じこもりがちな高齢者の外出を伴う交流事業「おでかけサロン」に対し、下記のとおり助成いたします。

現在、新型コロナウイルス禍の状況下におきまして、いきいきサロン等活動を自粛されているサロンもあるかと存じます。今後、活動の再開について検討されることになりました場合は、別添要綱・内規等を参考としてご覧いただき、若しも実施されました際には、別紙様式・請求書を本会に提出していただきますようご案内いたします。

なお、民生委員・児童委員の方には、この旨をご連絡しております。

記

●助成の対象となる「おでかけサロン」とは

町会・町内会単位で行ういきいきサロン等が、一人暮らし高齢者（70歳以上）を含む5名以上で町外へ出かけることを基本とした活動で、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるような配慮をした外出活動。

（バスの利用にこだわらず、いきいきサロン等の実情に合わせた方法で行う）

- ① バス・車等を利用した旅行（日帰り・宿泊どちらでも可）
- ② 町外へのハイキング・施設見学
- ③ その他、町会・町内会単位の上記に充当する活動

※ 各町の対象者（一人暮らし高齢者）については、担当地区の民生委員・児童委員の方にご確認ください。

●助 成 額 1町会 1回につき 6,500円 3回まで

* 実施回数は、令和元年度から当該年度 3回 までに変更になりました。

●申請方法 原則として、上記事業実施の翌月以内（3月実施分は4月10日まで）に、別紙様式の申請書と請求書を記入の上、下記までご提出下さい。

- * 提出先
- ・市社会福祉協議会（ふれあいプラザ2階）
 - ・根上窓口センター
 - ・市役所福祉課

●振 込 日 提出された月の翌月25日に、指定された口座に振込みます。

（但し、金融機関の休み等により、振込日が変わる場合があります。）

- そ の 他 本助成についての詳細につきましては、別添要綱・内規をご確認いただき、ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。
マイクロバスの利用・バスの運転手をご利用される方は、別紙資料をご確認下さい。

【お問い合わせ先】

〒923-1121 能美市寺井町8番地1（ふれあいプラザ2階）
社会福祉法人能美市社会福祉協議会 担当：山内・西出
TEL 58-6200 FAX 58-6250

令和 年 月 日

社会福祉法人能美市社会福祉協議会長 あて

町 名 _____

申 請 者

氏 名 _____ (印)

おでかけサロン実施報告書及び助成金交付申請書

下記のとおり、おでかけサロンを開催しましたので報告いたします。

また、助成金 ¥6,500- の交付を申請します。

開 催 日	開 催 時 間	行 き 先
令和 年 月 日	～	社協バスの利用(有・無)
《 開催内容 》		
《 参加された一人暮らし高齢者氏名 》 名		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
《 その他の参加者 名 ・ 他スタッフ 名 ・ 合計 名 》		

《 参加者の様子 》

《 参加者の中で気になる方についての情報提供 》		
氏名	気になる理由	当日の様子（体調や行動など）

請 求 書

令和 年 月 日

社会福祉法人能美市社会福祉協議会長 あて

町 名 _____
申 請 者
氏 名 _____ (印)

下記金額を請求致します。

¥ 6, 5 0 0 -

但し、おでかけサロン助成金 (月 日開催) として

《 振込先 》※原則として、いきいきサロンの口座に振込しますが、どうしても異なる振込先を希望される場合は下記にご記入下さい（個人名不可）
その場合、確認のために通帳の写し（表紙を開いたページ）を
ご提出ください。

（例 ○○町地域福祉委員会 など）

銀行

信用金庫

協同組合

支 店

口座番号：(普 ・ 当)

フリガナ
口座名義：

地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、能美市町会・町内会（以下、「町会」という。）における、一人暮らし高齢者を含む少し虚弱な方に対しての外出の機会と住民同士の交流の機会の実施に対して、助成することにより、見守り・支えあい活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）とする。

(対象となる活動)

第3条 地域福祉委員会が行う、満70歳以上の一人暮らし高齢者を含む5名以上で町外へ出かけることを基本とした活動に対して、「おでかけサロン実施報告書及び助成金交付申請書（以下、「助成申請書」という）」を基に助成を行う。実施に際しては、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるような配慮をする。

(助成額及び実施回数)

第3条 助成額は、1町会当たり1回につき6,500円とし、実施は当該年度3回までとする。

(助成金の支払い)

第4条 助成金は、助成申請書の受付後、翌月に指定口座へ振込みを行う。

(その他)

第5条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業 内規

1. 対象となる活動

町会・町内会単位で行ういきいきサロン等が、一人暮らし高齢者（70歳以上）を含む5名以上で、町外へ出かける活動。但し、一人暮らし高齢者が参加できない場合は、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるよう配慮した外出活動。（バスの利用にこだわらず、いきいきサロン等の実情に合わせた方法で行う）

- ① バス・車等を利用した旅行（日帰り・宿泊どちらでも可）
- ② 町外へのハイキング・施設見学
- ③ その他、町(内)会単位の上記に充当する活動

2. 実施方法等

地域福祉委員会は、民生委員・児童委員、福祉推進員等と連携を図りながら行う。

※「いきいきサロン」などの地域の通いの場のひとつの行事として、一人暮らしの高齢者及び、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等を交えて行ってもよい。

3. 社会福祉協議会による、実施に対しての助成金以外の支援方法

- (1) 助成事業を当該年度3回までとしていることに併せ、実施に対しては、利用申込により社会福祉協議会所有のマイクロバスを3回まで貸出する。

※申し込みの際には、一人暮らし高齢者の方が参加することを確認する。

一人暮らし高齢者が参加できない場合は、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加することを確認する。

※バスについては、2台の貸出しを可能とするが、1台目は本会所有のマイクロバス。本会事業等で使用する場合もあるため、事前に予約状況を確認して利用の申込みをする。又、2台目については、市役所所有のマイクロバスを、本会が調整して借りる。但し、市事業などがあり不可能な場合もある。

(但し、マイクロバスの運行範囲は、北陸3県とする。また、利用者は使用後に燃料の消費量を補給したうえで返却する。)

※マイクロバスの運転手は能美市シルバー人材センターへ依頼することとし、申し込み手続きは実施町(内)会で行う。また、支払いについては、石川県シルバー人材センターより請求書が届くので、実施町(内)会が振込みにて支払う。

- (2) 車イスが必要な方が複数名参加される場合は、車イスの貸出しを行う。

※1台程度の場合は、各地区あんしん相談センターでの借用が可能。

4. その他

本助成は、いきいきサロン・一人暮らし高齢者昼食会助成と併せて助成申請を行うことが出来る。

「おでかけサロン」におけるマイクロバスの利用について

新型コロナウイルス禍の状況下であるため、マイクロバスのご利用については感染予防対策として制約がありますので、お申し込みの際はご確認ください。

バスの利用申込について

- ① 市社会福祉協議会へ、バスの予約状況を確認して下さい。
- ② ①でバスの仮予約を行った後、下記の書類を市社会福祉協議会へ提出して下さい。
 - ・マイクロバス利用申込書（社会福祉協議会にあります。）

当日のバスの貸出しと返却について

- ① バスの鍵は、貸出しの当日、運転手に直接お渡しします。
 - ただし、休日に使用する場合は、前日等にお渡しします。
 - ② バスの使用後は、給油を行い、所定の位置に駐車して下さい。
 - 貸出し時にはガソリンを満タンにしてありますので、満タンにして返却下さい。
 - （ガソリン代はご負担下さい）
- ※上記①については、市社会福祉協議会より、直接運転手にお伝えします。

留意事項

1. バスの貸出しは、「おでかけサロン」の実施で北陸3県に限ります。
2. バスの運転手は、能美市シルバー人材センターに直接お申込み下さい。
（裏面参照）
3. バスの使用後は、車内を清掃し、ゴミは持ち帰って下さい。
4. 万が一、使用中に故障または事故などが発生した場合は、速やかに市社会福祉協議会へご連絡下さい。
5. バスの空き状況については、2週間前までに確認して下さい。
 - ※ 事前に予約が入っている等で利用できない場合もありますので、ご了承下さい。
 - ※ 利用をキャンセルする場合は、速やかにご連絡下さい。

感染予防対策について

1. バスの定員は14名とします。（運転手は含みません。）
2. 参加者にはマスクの着用をお願いします。
3. 参加者全員の体温を測定し、参加者名簿に記入、提出をお願いします。
 - ※ 体温計と名簿記載用紙は市社会福祉協議会が用意し、運転手に渡しておきます。
4. 車中はできるだけ会話をお控えください。
5. バスに乗車される際は、手指消毒をお願いします。
 - ※ 消毒液は各町会・町内会、又は各サロンでご用意ください。
 - ※ 車内の消毒は、バスの運転手が行います。

マイクロバスに関する問い合わせ・申込先
能美市社会福祉協議会
TEL：58-6200
FAX：58-6250

「おでかけサロン」におけるバスの運転手の申込について

- ① 能美市シルバー人材センターへ、下記書類を提出して下さい。
 - ・労働者派遣希望申込書
 - ・行程表（当日の簡単な日程表）
- ② 請求書が、石川県シルバー人材センターより届きますので、振込にて支払いを行って下さい。なお、労働者派遣希望申込書を提出した能美市シルバー人材センターへの直接の支払いはできません。（振込手数料はご負担下さい）

留意事項

1. バスの運転手の賃金は、バスを出発した時点から、バスを車庫に戻すまでの時間が対象となります。
2. 行き先で待機している場合は、待機時間も賃金の対象となります。
3. 賃金は、短時間でも最低 1 時間分（1,320 円消費税別）が必要となります。
4. 県内での遠方（能登方面など）に出向く際などで宿泊する場合は、運転手の宿泊代を負担する必要があります。
（※但し、宿に到着後から出発までの間は、賃金は発生しません）

運転手の派遣に関する問い合わせ・申込先
能美市シルバー人材センター

TEL：58-4060

FAX：58-4061

おでかけサロンの助成に関する問い合わせ先
能美市社会福祉協議会

TEL：58-6200

FAX：58-6250

●●町おでかけサロン バス行程表

実施日：●●●●年●●月●●日（●）

9：40 市社会福祉協議会より、バス発進

↓

①●●町公民館前	10：10
②●●商店前	10：25
③●●小学校前	10：40

↓

11：30 到着 → 昼食（●●●●にて）

↓

13：00 出発

↓

13：30 施設見学（●●●●にて）

（13：30～14：30）終了時まで、待機

↓

①●●町公民館前	15：30
②●●商店前	15：45
③●●小学校前	16：00

↓